

## 従業員への株式の無償交付について

### 現行会社法における課題

- 上場会社の取締役に対する報酬等として株式を交付する場合には、払込みを不要とすることができるが（会社法第202条の2）、この規定は従業員には適用されない。
- 従業員に対しては、金銭債権を付与した上で、その金銭債権を現物出資させて株式を交付する方法（現物出資構成）により、事実上、株式を無償で交付しているが、このような方法は技巧的であるため、端的に従業員への株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

### 従業員への株式の無償交付を認めるに当たっての論点

- 既存株主の利益の保護（株式の無償交付により株式の価値の下落（希釈化）が生じて既存株主の利益が害されるおそれについてどのように考えるか。株主総会の決議の要否や、有利発行規制の適用等についてどのように考えるか。）
- 無償交付の対象者（従業員に加えて子会社の役職員を含めるかどうか、完全子会社の役職員に限定して子会社の役職員を含めるかどうか等）
- 対象となる株式会社（上場会社に限るかどうか。）
- 開示の在り方（事業報告による開示を求めること等）、従業員への株式の無償交付を行った場合の会計処理 等が問題となる。



### 課題に対する対応状況

- 令和6年8月までは研究者で構成される研究会において検討を進め、令和6年9月からは各方面の実務家も構成員に加えて研究会の規模を拡大し、制度設計の在り方を引き続き検討中（座長：神作裕之学習院大学法学部教授。委員：研究者、経団連、東証、日商、日弁連、日本投資顧問業協会、日本労働組合総連合会、関係省庁）
- 令和6年度中に法制審議会への諮問を行う予定